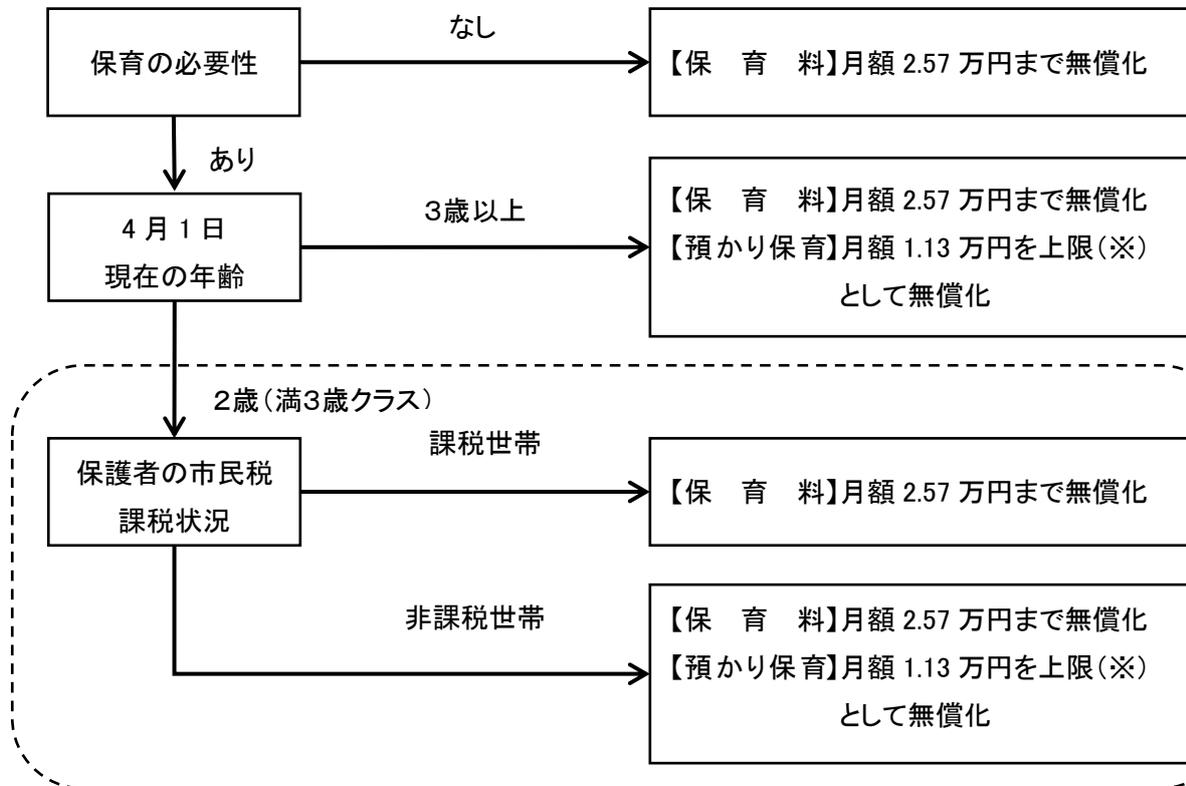
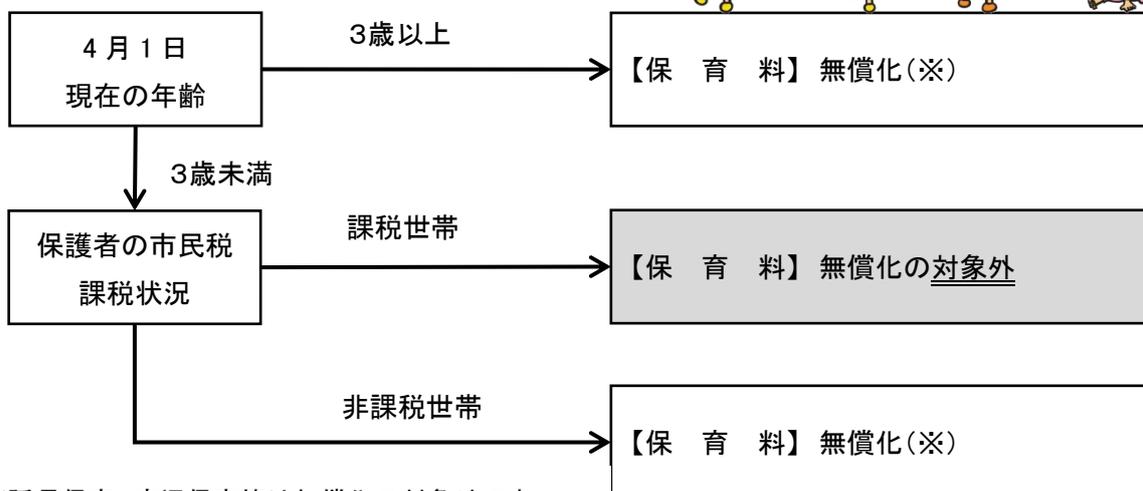


○幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合



※実際に支払った額と 450 円 × 利用日数とを比較し、低い方の金額が無償化の対象となります。
また、無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
* 点線内の部分は、瀬戸内市内の施設には当てはまりません。

○保育所・認定こども園（保育所部分）を利用する場合

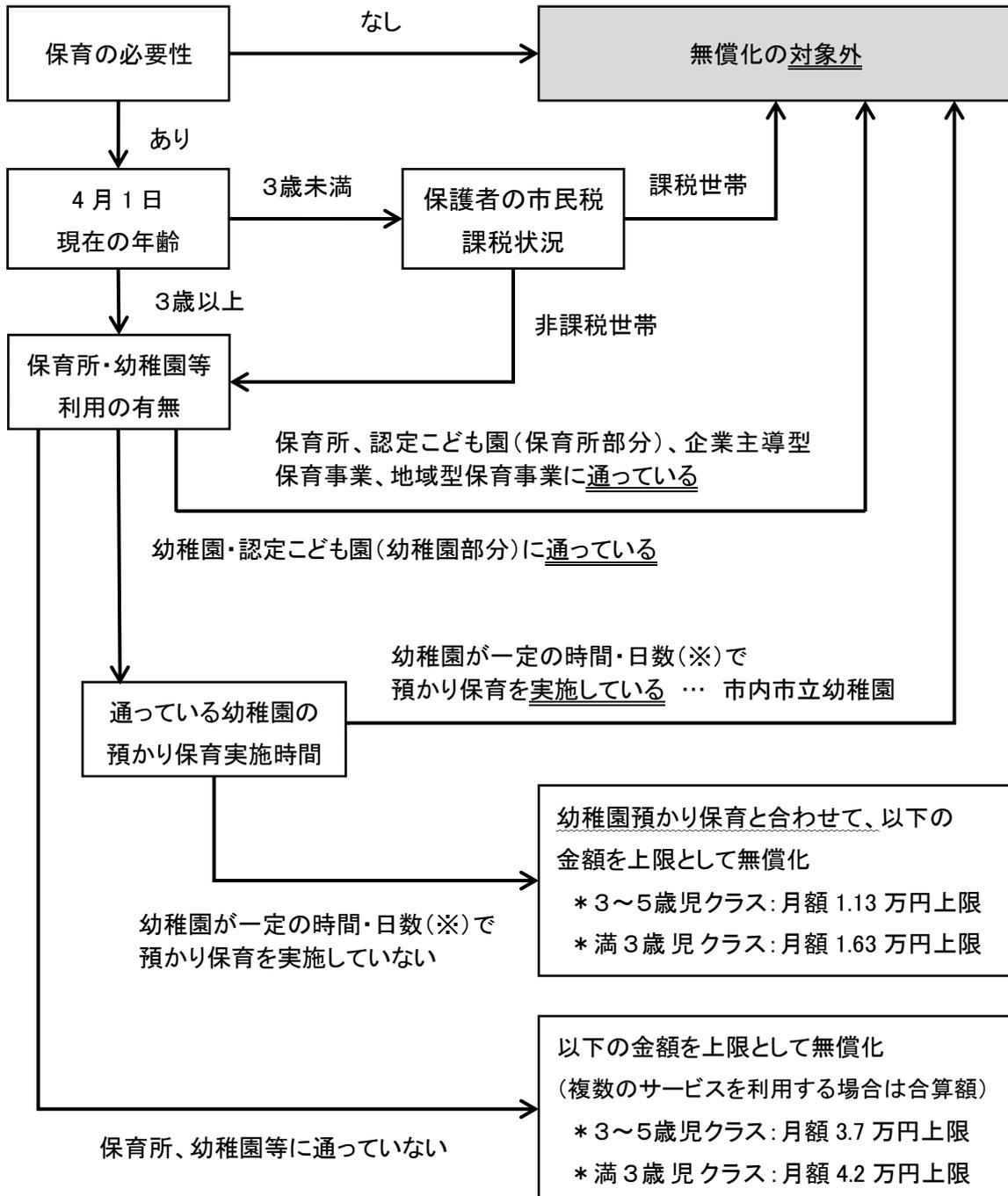


※延長保育、病児保育等は無償化の対象外です。

○認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

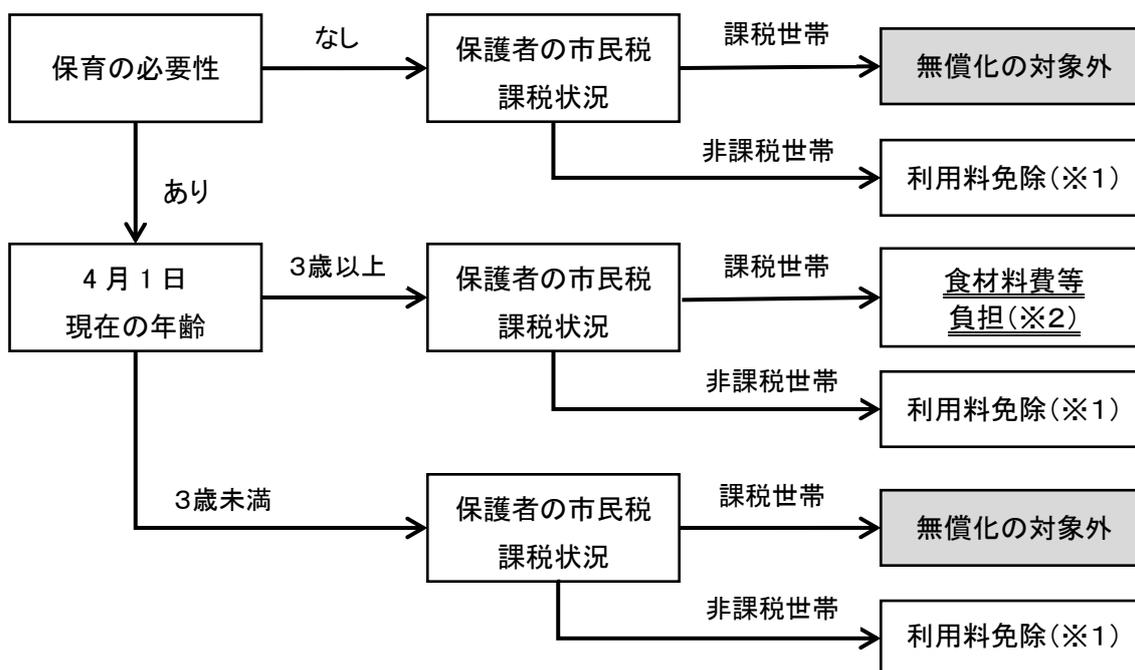


(原則として在園児の方は対象となりません)



※利用している幼稚園が教育時間を含めて、①平日8時間以上、かつ、②年間200日以上実施している場合、認可外保育施設等利用分については無償化の対象となりません。

＜一時預かり事業利用料＞ ※保育園・こども園で実施しているもの

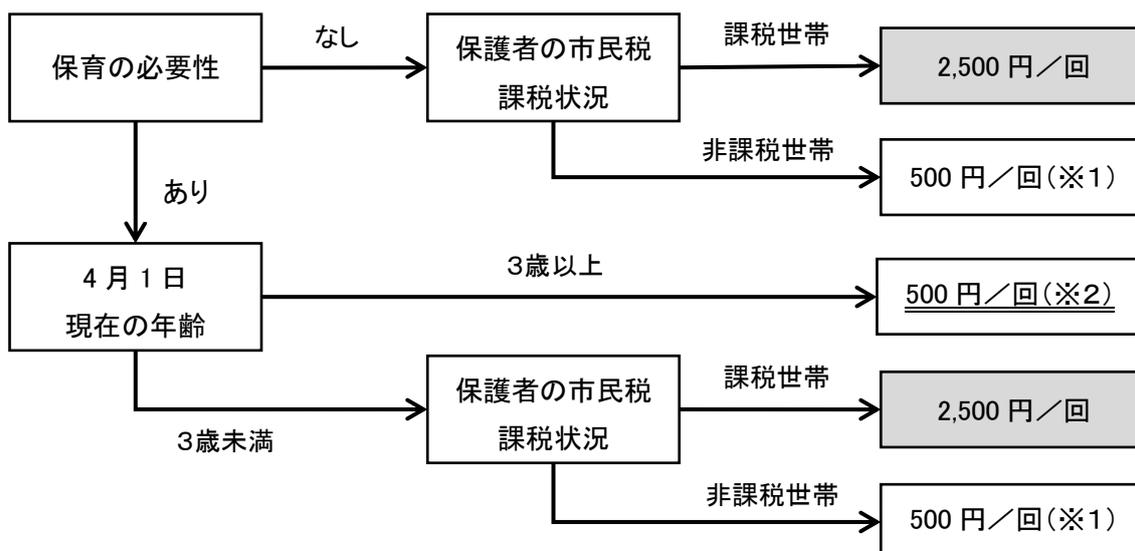


※1 利用料が免除となるには、事前の申請が必要です。

※2 無償化の対象となるには、事前に「施設等利用給付」の認定を受けていることが必要です。

保護者の方は、利用料全額をいったん施設に支払ったうえで、施設が発行した領収書等を添付し、給付費の申請を市に行う必要があります。(給付費の支給は概ね四半期ごとの予定です)

＜病児保育事業利用料＞

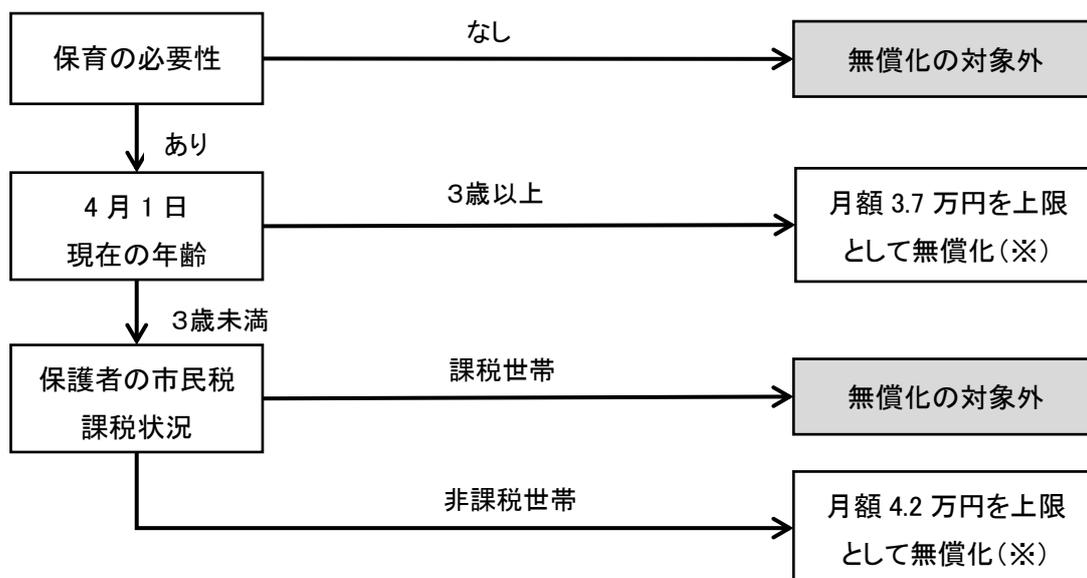


※1 利用料(2,000円)が免除となるには、事前の申請が必要です。

※2 無償化の対象となるには、事前に「施設等利用給付」の認定を受けていることが必要です。

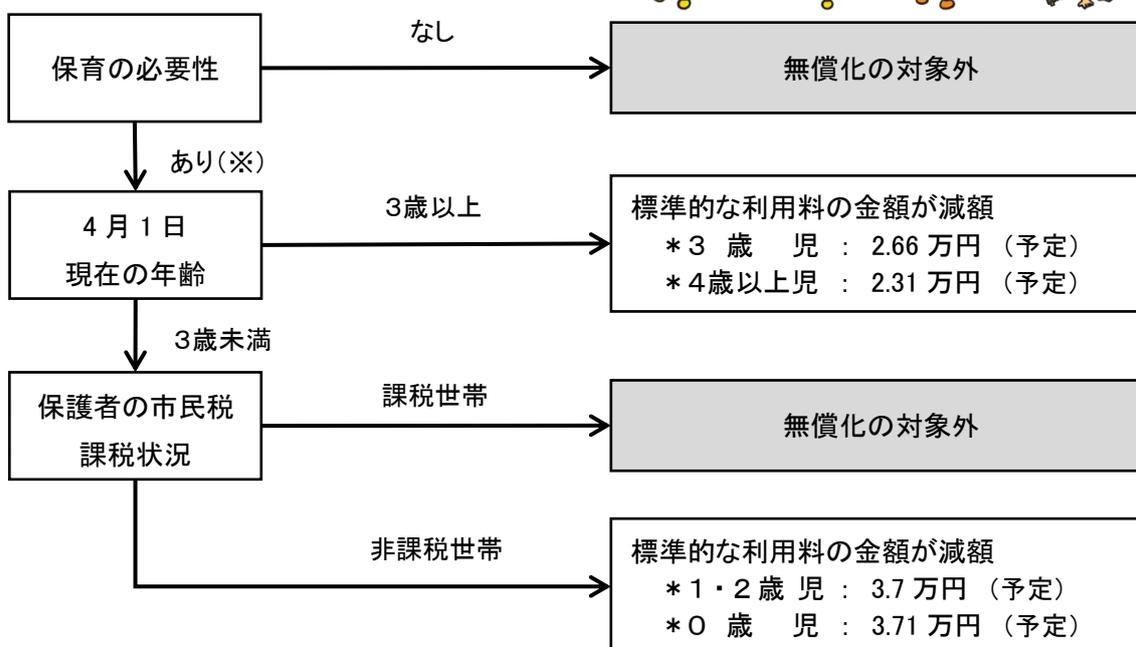
保護者の方は、利用料全額をいったん施設に支払ったうえで、施設が発行した領収書等を添付し、給付費の申請を市に行う必要があります。(給付費の支給は概ね四半期ごとの予定です)

<ファミリー・サポート・センター利用料>



※ 無償化の対象となるには、事前に「施設等利用給付」の認定を受けていることが必要です。
保護者の方は、利用料全額をいったん施設に支払ったうえで、施設が発行した領収書等を添付し、給付費の申請を市に行う必要があります。(給付費の支給は概ね四半期ごとの予定です)

○企業主導型保育施設を利用する場合



※保育の必要性が認められる場合は、以下のとおりです。

①「従業員枠」を利用している子供 → 全ての子ども

②「地域枠」を利用している子供 → 瀬戸内市の教育・保育給付認定(2号・3号)を受けている子ども

※企業主導型保育施設を利用している場合、一時預かり事業や病児保育事業を利用した場合の利用料は無償化の対象となりません。

○子ども・子育て支援法における認定について

幼児教育・保育の無償化が始まることに伴い、現行の「施設型給付費・地域型保育給付費」に加え、「施設等利用費」が創設されました。

このことから、以下のとおり名称が変更します。

「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定」 → 「教育・保育給付認定」

「施設等利用費 給付認定」 → 「施設等利用給付認定」

【子どものための教育・保育給付】…施設型給付費、地域型保育給付費等の支給（現行）

認定区分	要件	保育必要量 (内容)	給付を受ける施設等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの（1号認定子ども）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働等の事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （2号認定子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	<u>満3歳未満</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働等の事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （3号認定子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

【子育てのための施設等利用給付】…施設等利用費の支給（新設）

認定区分	要件	保育の 必要性	支給に係る施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの（新1号認定子ども）	なし	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> 小学校就学前子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（新2号認定子ども）	あり	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> 小学校就学前子どもであって、保護者の労働等の事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> のうち、保護者及び同一世帯員が <u>市民税世帯非課税者であるもの</u> （新3号認定子ども）	あり	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

【必要な手続き】

- (1) 新制度未移行幼稚園を利用している方…瀬戸内市内の施設には該当なし
- 通常の教育時間のみ利用する場合
→無償化の対象となるためには「新1号認定」を受ける必要があります。
 - 預かり保育を利用する場合
→「新2号認定」もしくは「新3号認定」を受ける必要があります。
※保護者の労働等の事由＝「保育の必要性」が認められることが必要です。
- (2) 新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用している方
- 通常の教育時間のみ利用する場合
→新たな手続きは必要ありません。
 - 預かり保育を利用する場合
→無償化の対象となるためには、現在受けている「1号認定」のほか、「新2号認定」もしくは「新3号認定」を受ける必要があります。
※保護者の労働等の事由＝「保育の必要性」が認められることが必要です。
- (3) 保育所・認定こども園（保育所部分）を利用している方
新たな手続きは必要ありません。
- (4) 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用する方
※幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない方が対象です。
→無償化の対象となるためには、「新2号認定」もしくは「新3号認定」を受ける必要があります。
もっとも、既に「2号認定」、「3号認定」を受けている場合には、「新2号認定」、「新3号認定」を受けたものとみなされますので、新たな手続きは必要ありません。
* 在籍する幼稚園の預かり事業が以下の①、②のいずれかに当てはまる場合は、幼稚園の預かり保育のほか、認可外施設等の利用についても無償化の対象となります。
①平日の預かり保育提供時間数が8時間未満
②年間開所日数が200日未満
(瀬戸内市内の施設につきましては、①・②いずれにも当てはまりません)

【多子の算定基準について】

教育・保育給付認定	1号認定	2・3号認定
年収360万円未満相当	年齢に関わらず、生計を同じくする子の数による	
年収360万円相当以上	<u>3歳～小学校3年生</u> までの子	<u>0歳～小学校就学前</u> までの子

保育料については、上記表のカウントで第2子は半額、第3子以降は無償となります。

保育認定(2号・3号)の利用者負担額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月額 利用者負担額 (円)						
階層区分	定 額	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
第2	市民税非課税世帯	6,000	5,800	4,000	3,900	4,000	3,900	
第3	均等割のみの世帯	9,500	9,300	7,500	7,300	7,500	7,300	
第4	年収 360万円 未満相当 第1階層を 除き、前年度分 (9月以降は 当年度分)の 市民税の 額の区分が 次の区分に 該当する世 帯	所得割の額が 10,000円未満	15,000	14,700	12,000	11,700	12,000	11,700
第5		10,000円以上 48,600円未満	17,000	16,700	14,000	13,700	14,000	13,700
第6-1		48,600円以上 57,700円未満	20,000	19,600	17,000	16,700	16,000	15,700
第6-2		57,700円以上 62,000円未満	20,000	19,600	17,000	16,700	16,000	15,700
第7		62,000円以上 74,000円未満	22,000	21,600	19,000	18,600	18,000	17,600
第8-1		74,000円以上 77,101円未満	24,000	23,500	21,000	20,600	20,000	19,600
第8-2		77,101円以上 86,000円未満	24,000	23,500	21,000	20,600	20,000	19,600
第9		86,000円以上 98,000円未満	26,000	25,500	23,000	22,600	22,000	21,600
第10		98,000円以上 116,000円未満	28,000	27,500	25,000	24,500	24,000	23,500
第11		116,000円以上 135,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	25,500	25,000
第12	135,000円以上 153,000円未満	33,000	32,400	29,000	28,500	26,500	26,000	
第13	153,000円以上 188,000円未満	36,000	35,300	30,000	29,400	27,000	26,500	
第14	188,000円以上 214,000円未満	39,000	38,300	31,000	30,400	27,500	27,000	
第15	214,000円以上 256,000円未満	42,000	41,200	32,000	31,400	28,000	27,500	
第16	256,000円以上 304,000円未満	45,000	44,200	33,000	32,400	29,000	28,500	
第17	304,000円以上	48,000	47,100	34,000	33,400	30,000	29,400	

ひとり親世帯等の利用者負担額表

◆児童の属する世帯がひとり親世帯等の世帯で、上記の表の第2階層から第8-1階層に認定された場合は、下表の利用者負担額になります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月額 利用者負担額 (円)						
階層区分	定 額	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
第3	均等割のみの世帯	1,900	1,800	1,300	1,200	1,300	1,200	
第4	第1階層を除き、前年度分 (9月以降は 当年度分)の 市民税の額の 区分が次の区 分に該当する 世帯	所得割の額が 10,000円未満	3,300	3,200	2,200	2,100	2,200	2,100
第5		10,000円以上 48,600円未満	3,800	3,700	2,500	2,400	2,500	2,400
第6-1		48,600円以上 57,700円未満	4,800	4,700	3,200	3,100	3,200	3,100
第6-2		57,700円以上 62,000円未満	4,800	4,700	3,200	3,100	3,200	3,100
第7		62,000円以上 74,000円未満	5,400	5,300	3,600	3,500	3,600	3,500
第8-1		74,000円以上 77,101円未満	6,000	5,800	4,000	3,900	4,000	3,900

【保育の必要性の認定事由】…「子育てのための施設等利用給付認定」

(教育・保育給付認定と同じ)

※保護者(父母等それぞれ)が、以下の事由に該当する場合に認められます。

	事由	認定の有効期間	添付書類 (就労状況等証明書以外)
1	就労 (採用内定・復職予定を含む)	最長、児童の就学前まで (月48時間以上(月12日以上かつ1日4時間以上)労働することを常態としていることが必要)	*採用内定、復職予定の場合は、就労(復職)後、1か月以内に改めて「就労状況等証明書」をご提出いただくことが必要です。
2	妊娠・出産 (☆)	出産(予定)月の3か月前から 出産後3か月まで	・母子健康手帳の写し等 (親の名前と出産予定日が分かる部分のコピーをご提出ください)
3	疾病・障がい	家庭保育ができ、療養を必要としなくなるまで	・診断書の写し ・身体障害者手帳の写し 等
4	介護・看護	介護・看護を必要としなくなるまで	・介護保険証、診断書の写し ・民生委員の証明
5	災害復旧	最長、児童の就学前まで	・り災証明書の写し
6	求職活動 (☆)	3か月間	*状況に応じて、「求職活動状況報告書」などの提出が必要です。 *就職が決まり次第、入園日(離職日)から3か月以内に「就労状況等証明書」の提出が必要です。
7	就学等	就学期間中	・合格通知書(在学証明書) ・カリキュラム表(時間割)の写し
8	その他	事情を勘案して市長が必要と認める期間	育休継続の場合は ・「保育の利用継続承認申請書」 ・「育児休業取得証明書」 ※その他の場合はご相談ください。

※認定の際の「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、認定が取り消されます。

※(☆)の事由で施設等利用給付認定を受けた場合、認定期間が制限されます。

継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了までに「保育の必要性」を証明する書類を提出してください。

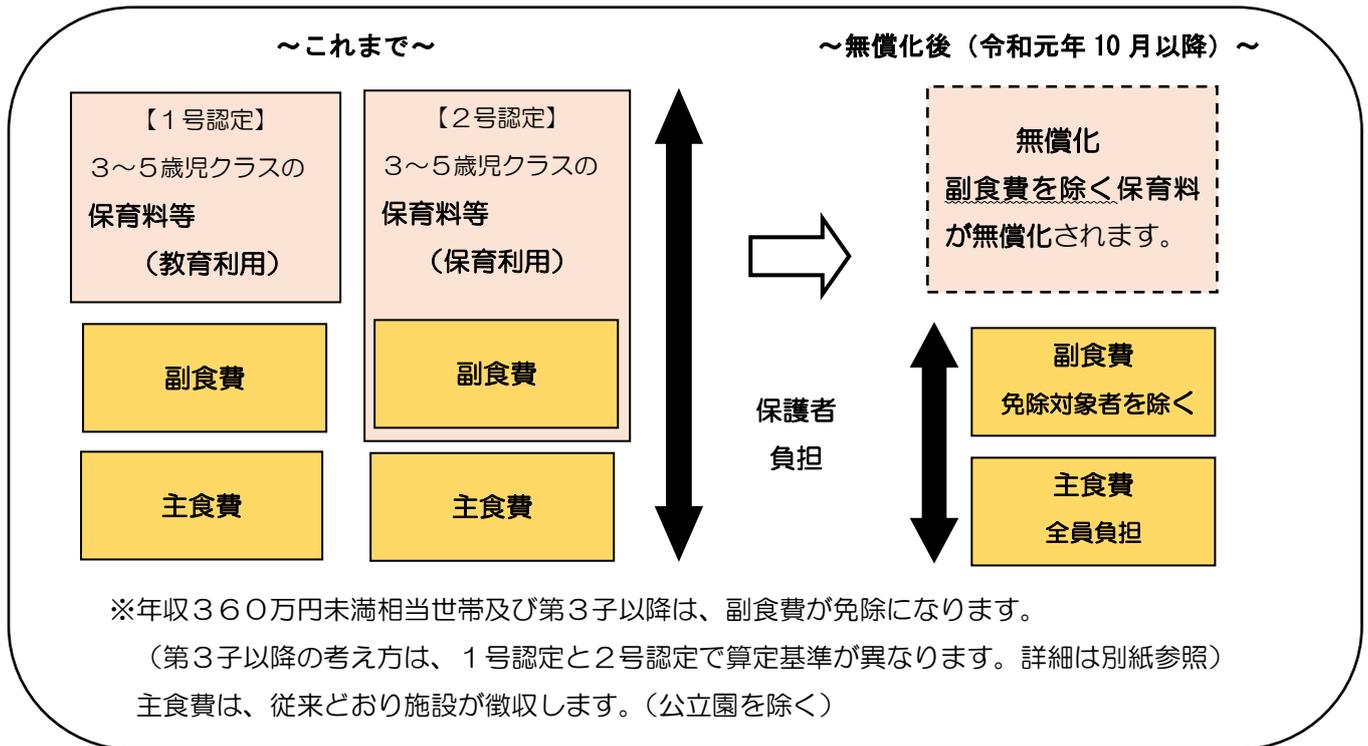
「幼児教育・保育の無償化」にかかる給食費の取扱いについて

3～5歳児の副食費は無償化の対象外

現在、3～5歳児の給食費については、主食分は施設へ直接支払い又は現物持参、副食分は保育料の一部として保護者の皆様にご負担いただいております。

給食費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化の対象となりません。10月以降は施設で徴収することとなります。

※0～2歳児【3号認定】の給食費については、幼児教育・保育の無償化が市民税非課税世帯の場合のみ対象となり、これまで同様、保育料に含まれるため、変更はありません。



●私立保育園・こども園の場合〈副食費も施設において徴収することとなります〉

- ・給食費（副食費・主食費）は、施設による実費徴収となります。（現在の主食費の扱いと同様）
- ・副食費免除対象となる方については、施設を通して、副食費免除のお知らせを通知します。

●公立保育園・こども園の場合〈給食費の徴収手続自体は変更ありません〉

- ・主食費は、現物持参のため徴収はありません。（現在の扱いと同様）
- ・副食費は、施設（瀬戸内市）による実費徴収となります。ご登録いただいている指定口座からの引き落とし又は納付書により徴収します。（現在の保育料の扱いと同様）
- ・副食費免除対象となる方については、施設を通して、副食費免除のお知らせを通知します。

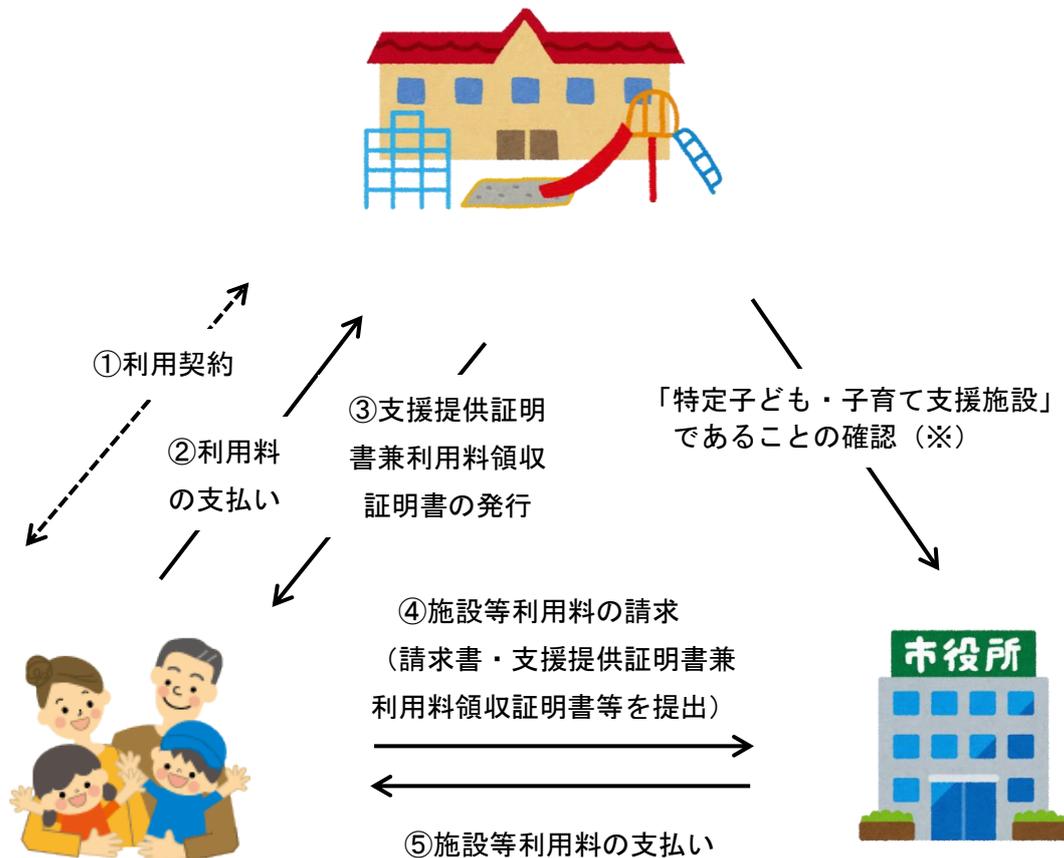
給食費の減額について

- ・徴収額は、月額が基本です。
- ・長期入院など、施設があらかじめ子どもが利用しない日を把握し、食材の発注を調整すること等が可能な場合は、徴収額の減額等の対応を行うことができます。
- ・月途中の退園の場合も、施設型給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行うこととします。

【施設等利用費の給付の流れ】

一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、認可外保育施設を利用された場合の施設等利用費給付の流れは以下の通りです。

(利用前に、施設等利用給付認定(みなし認定を含む)を受けていることが前提です)



※ 「施設等」は、市から予め「特定子ども・子育て支援施設」であることの確認を受け、公示された施設であることが必要です。

【利用時(①～③)】

- ・月ごと(事業によっては、利用の都度)に利用料を施設等へ全額支払う。
- ・施設等から支援提供証明書兼利用料領収証明書を受領する。
※食材費等、無償化の対象外となる費用の内訳が領収書に記載されていることを確認する。

【償還払請求時(④～⑤)】

- ・償還払請求書に必要な事項を記載のうえ、支援提供証明書兼利用料領収証明書を添えて市へ提出する。
- ・市は、認定が有効期間内であることや利用時間を確認のうえ、無償化の対象となる額を保護者へキャッシュバックする。(市から保護者が指定した口座へ振り込み)